

発行日:令和 4 年 8 月 8 日

担当:会員サービス課 service@niigata-cci.or.jp

〒950-8711 新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル7階

URL <https://www.niigata-cci.or.jp> E-mail office@niigata-cci.or.jp

利用方法・申請
はとっても簡単!

今なら会議の会場費が最大半額! 新潟市バンケット利用促進事業補助金のご案内 補助上限 10 万円 補助率 1/2

新潟市では、市内の旅館・ホテル等のバンケットの利用を促進するため、県内法人および団体が、対象のバンケット施設を利用してミーティングを開催する場合に、会場費および会場の備品使用料を補助する事業を実施しています。

【対象者】

県内に本店、支店又は営業所等の活動拠点を有する法人又は団体
(例: 民間企業、NPO 法人、一般社団法人、組合、自治体、学校など)
※新潟市税の未納がない者又は徴収猶予を受けている者

【補助対象事業】

法人や団体が、その構成員等を対象として行う各種会議、会合、研修会、セミナー等の集会及びこれに準じるもの(ミーティング)のうち、下記のいずれにも該当する事業

- ①登録されたバンケットで開催されるミーティングであること
- ②令和 4 年 6 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日までに実施されるミーティングであること
- ③補助対象者が主催として実施するミーティングで、感染症対策を講じていること
- ④ミーティング中の飲料(アルコール類は除く)以外に飲食物の提供を伴わないこと

【補助対象経費】

- ①バンケット会場費
- ②ミーティングの実施に必要な会場備品使用料
(スクリーン、プロジェクター、音響証明など)
- ③(感染拡大等により本事業が停止した場合)本事業の停止に伴い、実施する予定であったミーティングをキャンセルした場合の費用

【補助率・補助上限】

1/2 (上限 **10** 万円)

本事業の停止に伴い、実施する予定であったミーティングをキャンセルした場合の費用については全額補助(上限 20 万円) ※消費税額は補助対象外

【補助対象期間】

令和 4 年 **6 月 1 日(水)** ~ **12 月 31 日(土)**

バンケット会場を予約する際には、「新潟市バンケット補助金を利用したい」と必ずバンケット会場に連絡してください。また、既に予約済みの方も必ずバンケット会場に連絡してください。

詳細は下記 URL か右記 QR から

<https://www.city.niigata.lg.jp/kanko/kanko/gyosei/banquet.html>

【お問合せ】新潟市 観光・国際交流部 観光推進課

メール: inbound@city.niigata.lg.jp



企業の採用力強化と市内就労促進を図る 新潟市企業参加型奨学金返済支援事業補助金のご案内

人手不足解消に
お役立て下さい

新潟市では、企業の人手不足解消と若者の市内就労の促進を目指し、奨学金の返済を抱える新規学卒者等の経済的負担を諸手当等により支援する企業に対して、諸手当等の一部を支援します。

【補助対象者（企業等）】

次のいずれにも該当する事業所

- ①新潟市内に本社、本店が所在する中小企業等
- ②奨学金返済支援制度を設けた企業

【対象となる支援者の主な要件】

次のいずれにも該当する者

- ①補助対象者が諸手当等を創設後採用されたこと
- ②雇用開始した日における年齢が30歳未満であること
- ③奨学金を返還中か、返還予定が確定していること
- ④新潟市に在住し、勤務先が新潟広域都市圏※内であること、または、新潟市以外の新潟広域都市圏内に在住し、勤務先が新潟市内であること など

※新潟広域都市圏：新潟市、三条市、新発田市、加茂市、燕市、五泉市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、田上町、阿賀町、弥彦村



【補助額等】

- ・支援対象者（従業員等）が返還した奨学金の額
 - ・補助対象者（企業等）が諸手当等で給付した額
 - ・補助対象期間は最大7年
 - ・補助対象期間における累計補助上限額40万円
- のいずれか低い方の額の **1/2**（年間上限額 **10** 万円）

【申請期間】

令和4年4月1日（金）～令和5年**3月31日**（金）

詳細は下記 URL か右記 QR から

<https://www.city.niigata.lg.jp/smph/kurashi/shigoto/sokushin/shurousokushin/syougakukinn.html>



企業の皆さまのご意見をお聞かせください

新潟市では本補助金を企業の皆さまにとってより利用しやすい制度とするため、アンケート調査を実施しています。**8月26日**（金）までとなっておりますので、より良い制度とするため、ご協力をお願いいたします。



▼アンケートへの回答は下記 URL か右記 QR から

（設問：9問 所要時間：およそ3分）

<https://www.shinsei.elg-front.jp/niigata-City2/uketsuke/form.do?acs=r4syougakukin>



【お問合せ】新潟市 経済部 雇用・新潟暮らし推進課

TEL：025-226-2149 メール：koyo@city.niigata.lg.jp

【予告】秋の新潟市事業所ウォーキングチャレンジ 参加企業を募集します（8/22（月）～）

健康経営にも
つながります！

新潟市では、働き盛り世代の生活習慣病の予防を目的として、ウォーキングチャレンジを実施します。からだを動かす時間を作るきっかけに、職場の仲間と歩数アップにチャレンジしてみませんか？健康経営の取組にもつながりますので是非ご参加ください！

【概要】事業所等の5人以上で3週間歩数を記録して歩数アップに挑戦。報告をもとに、企業・事業所別ランキングを公表し、抽選で参加賞やスポンサー賞を進呈します。

【参加用】無料

【参加申込】“アプリコース” 令和4年8月22日（月）～9月5日（月）
“レポートコース” 令和4年8月22日（月）～9月26日（月）



※今年度から新潟県「にいがたヘルス&スポーツマイレージ事業」のアプリ「グッピーヘルスケア」を活用し、歩数の集計が不要となりお手軽な“アプリコース”を新設しました。従来の歩数集計表に参加者の歩数を記録・報告していただく“レポートコース”での参加も可能です。事業所ごとに参加しやすいコースを選んで参加してください。



【チャレンジ期間】令和4年10月3日（月）～10月23日（日）の3週間

【参加賞】新潟市・佐渡市共通商品券（抽選で1万円分×10事業所）

【スポンサー賞】参加事業所の中から抽選でスポンサー賞を進呈します。

詳細・お申込みは市HP（8/22（月）公開予定）をご確認ください。

【お問合せ】新潟市保健所健康増進課 TEL：025-212-8166

サイバー攻撃は中小企業にとっても看過できない問題です！ 「サイバーセキュリティお助け隊」のご案内

初期費用なしで
始めやすい！



サイバー攻撃を受けると、サプライチェーン全体に影響を及ぼす可能性が高く、はからずとも「加害者」となってしまう、社会的な信用失墜につながるリスクがあります。

「サイバーセキュリティお助け隊」サービスは、国の実証事業を経て実用化された中小企業特化型の【安価・簡便】【安心・安全】のサービスです。UTM（多機能防御装置）の貸与+付帯サービス（見守り・駆付け）など、**中小企業のセキュリティ対策に不可欠なサービスをワンパッケージで安価に提供する事業**となっております。

【料金】会 員：月額6,600円（税込）（原則年間契約 年額79,200円）

非会員：月額8,250円（原則年間契約 年額99,000円）

※新潟商工会議所が大阪商工会議所と連携し、本サービスを提供いたします。

詳細は下記URLか右記QRから

<https://bit.ly/3xEBWtq>



【お問合せ】会員サービス課

TEL：025-290-4209（土日祝日を除く9：00～17：30）

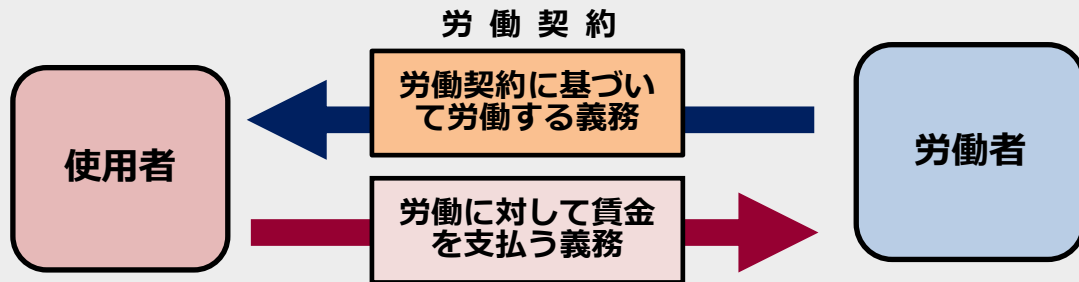
個人情報



今月のテーマ『使用者と労働者間の労働契約の基本ルール』

近年、働き方が多様化し、労働条件が個別に決定・変更されるようになり、労働条件の引き下げ、解雇など労使間のトラブルも増加しています。労働者を雇用する企業と働く側の労働者との間の労働契約が重要となっています。労使双方とも“契約”という概念を十分認識していく必要があります。今回は、労働契約に関する基本的なルールについて確認していきたい思います。

労働契約法においては、労働契約の基本的な理念及び労働契約に共通する原則（労使対等の原則、均衡考慮の原則、仕事と生活の調和への配慮の原則、信義誠実の原則、権利濫用の禁止の原則）を明らかにしています。



労働契約の原則（労働契約法第3条）

- ・労働契約は、労働者及び使用者が労使対等の立場における合意に基づいて締結・変更すべきものとする
- ・労働契約は、労働者及び使用者が、就業の実態に応じて、均衡を考慮して締結・変更すべきものとする
- ・労働契約は、労働者及び使用者が仕事と生活の調和にも配慮しつつ締結・変更すべきものとする
- ・労働者及び使用者は、労働契約を守るとともに、信義に従い誠実に権利を行使し、義務を履行しなければならない
- ・労働者及び使用者は、労働契約に基づく権利を濫用してはならない

労働契約の内容の理解の促進（労働契約法第4条）

- ・使用者は、労働者に提示する労働条件及び労働契約の内容について、労働者の理解を深めるようにする
- ・労働者及び使用者は、労働契約の内容についてできる限り書面により確認するものとする
（労働条件の明示にあたっては、労働基準法において書面によらなければならない事項が定められています）

労働者の安全への配慮（労働契約法第5条）

- ・使用者は、労働契約に伴い、労働者の生命・身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう必要な配慮をすること

労働契約の成立と変更（労働契約法第6条～第10条）

- ・労働契約は、労働者が使用者に使用されて労働し、使用者が賃金を支払うことについて、労働者と使用者が合意することによって成立する
- ・労働者と使用者が労働契約を締結する場合、使用者が合理的な労働条件が定められている就業規則を労働者に周知させていた場合には、労働契約の内容は、その就業規則で定める労働条件によるものとする。ただし、労働者と使用者が就業規則の内容と異なる労働条件を合意していた部分については、第12条（就業規則違反の労働契約）に該当する場合を除き、この限りでない
- ・労働者及び使用者は、合意により、労働契約の内容である労働条件を変更することができる
- ・使用者は、労働者と合意することなく、就業規則を変更することにより、労働者の不利益に労働契約の内容である労働条件を変更することはできない。ただし、労働契約法第10条の場合はこの限りでない（詳細は労働契約法第10条を参照）

労働契約の継続・終了（労働契約法第14条～16条）

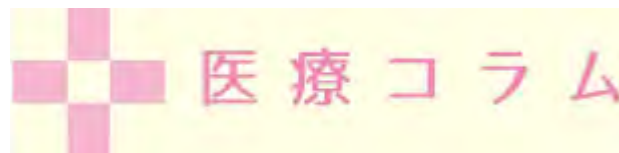
- ・出向・懲戒・解雇において、使用者の権利濫用に当たる出向命令や懲戒、解雇は無効とする

期間の定めのある労働契約（労働契約法第17条）

- ・使用者は、期間の定めのある労働契約について、やむを得ない事由がある場合でなければ、その契約期間が満了するまでの間において、労働者を解雇することができない
- ・使用者は、有期労働契約について、必要以上に短い期間を定めることにより、その有期労働契約を反復して更新することのないよう配慮しなければならない

夏を乗り切る食事のポイント

(一社)新潟県労働衛生医学協会
健康づくり推進部 保健師 丸山 要子



今年は例年より早く梅雨明けし、暑い日が続いていますが「疲れやすい」「回復が遅い」「食欲が落ちる」などの不調はありませんか。今回は、夏を乗り切るための食事について、無理なく栄養補給できる食材選びなどをご紹介します。

1 夏におすすめの食事

夏は外気温と体温の差が少なく、体温維持のエネルギーが少なくすむため、代謝が低くなる傾向があります。基本的な朝・昼・晩の食生活のリズムを整えることで代謝がよくなり、暑い夏でもよい体調を保つことができます。

食欲がないからと冷たい麺やあっさりした食事中心になっていませんか。実はこのような食事は胃腸の動きが少なくエネルギー消費量が少なくすむため、「代謝」が低く、かつ、栄養素の不足から疲れやすくなる傾向があります。

納豆、豆腐、卵、めかぶ、山芋、オクラ、乳製品などのど越しの良いものや、サバ・カツオ・マグロなどは栄養素が豊富であり、おすすめです。

2 夏を乗り切る食事のポイント

お酒がとても美味しく感じる季節ですが、お酒には利尿作用があり、飲んだ量以上の水分を体外に出し、脱水症状を起こす危険があります。飲みすぎには注意しましょう。

食事には栄養補給だけでなく、体内時計のリズムを整えたり、心身をリラックスさせる役割もあります。1日のスケジュールの中のどこかで落ち着いて食べられる時間をきちんと組み込むことも大切です。

なお、当会では、管理栄養士や保健師による食事に関する教育活動もおこなっています。どうぞお気軽にご連絡ください。

TEL : 025-370-1945

(新潟県労働衛生医学協会 健康づくり推進部)



ご紹介ください！おひとり一社



お取引先、関連会社などでご入会いただいていない事業所がございましたら、是非ご紹介くださいますようお願いいたします。ご紹介いただいた事業所が加入した場合、年度を通算した件数に応じて、新潟市・佐渡市共通商品券を贈呈いたします。

年度を通算して、紹介件数1件から4件までは1件につき1,000円
紹介件数4件を超える分は1件につき2,000円

(※) ご紹介元は会員の方に限らせていただきます。

会員紹介のご連絡は下記 URL か右記 QR から
<https://www.niigata-cci.net/formsys/public/form/265>

【お問合せ】会員サービス課 TEL : 025-290-4209 (直通)





渡辺 和博／わたなべ・かずひろ 日経BP総合研究所 上席研究員。1986年筑波大学大学院理工学研究科修士課程修了。同年日本経済新聞社入社。IT分野、経営分野、コンシューマ分野の専門誌編集部を経て現職。全国の自治体・商工会議所などで地域活性化や名産品開発のコンサルティング、講演を実施。消費者起点をテーマにヒット商品育成を支援している。著書に『地方発ヒットを生む 逆算発想のものづくり』（日経BP社）。

アフターコロナ時代の「サードプレイス」

酒屋さんで買ったお酒を、持ち帰る前に店頭の一隅で飲ませるスタイルのことを角打ち(かくうち)といいます。その昔、通い徳利を持ってお酒を酒屋に買いに行くのが普通だったころ、持ち帰るまで待ちきれず酒屋の升の角から飲むことから生まれた言葉だともいわれています。スーパーやコンビニで酒類が売られるようになり、それまで酒販の中心だった酒屋さんがお店の付加価値向上のサービスとして、缶詰やナッツなどのおつまみとともに場所を提供しているところが多いようです。

私の住んでいるところの近くにも、古くからの酒屋さんと、数年前に開業した販売店の二つが角打ちを営んでいます。どちらも平日は勤め帰りの人たちで、休日には犬を連れた散歩がてらのご近所さんなどでにぎわっています。新型コロナウイルス感染症流行の影響でお酒の飲み方も随分と変化しました。大きな傾向として、繁華街に出かけて何軒も回りがつつり飲むというよりも、住まいの近場で軽く飲む方向へシフトしたと考えられます。

NTTグループが約3万人の社員を対象に、原則在宅勤務の制度を導入しました。全ての働き方がテレワークにはなりませんが、一定の割合でこの先も在宅勤務が定着すると考えられます。そうなったときに、注目されるのが「サードプレイス」という概念です。

サードプレイスは「自宅でも職場でもない居心地のよい第三の場所」という意味で、米国の社会学者が提唱した概念です。自宅と職場をひたすら往復するような生活を続けていると、ストレスを開放する機会がなく、趣味の世界や広い人間関係を築く機会が少なくなります。第三の場所を日常の中に取り込むことで、人生の幅が広がり豊かになるという考え方です。職場と自宅間の往復でさえ世界が狭くなってしまうのに、テレワークが定着して仕事も住まいも自宅となれば、ますます世界は狭くなってしまいます。自宅近くでの買い物がてら、ちょっと立ち飲みができて、職場や家族とは違った人たちと交流が持てる角打ちは、アフターコロナ時代のサードプレイスとして、恰好の条件を備えているといえそうです。

私が角打ちに注目しているのは、自宅近くでイートインできるという場所以外にも理由があります。角打ちは酒屋さんがそれぞれにこだわりを持っていて、幅広い品ぞろえだけでなく、お酒や販売している食品に対する情報や文化をその場で発信しようとしているケースが多いからです。酒屋さんが物としてお酒を売だけのスーパーやコンビニに対抗して、それぞれに生き残りを図っているからだと思います。ですから角打ちへ行けば、お酒に関してより深く面白い情報に出合える可能性が高いのです。

もう一つは、角打ち自体の進化・多様化です。従来の酒屋さんだけでなく、都心部から地方まで広がったクラフトビールの醸造所や、自然派ワイン専門の販売店が角打ちを始めるなど、角打ちの世界は広がっています。人が集う場所と情報を提供しつつ、お酒だけでなく、物売る角打ちスタイルは、他の業種でも広がる可能性があると思います。

日本商工会議所 早期景気観測 調査結果のポイント LOBO 調査 2022年7月結果

業況DI は、改善もコスト増により力強さを欠く。先行きは、物価高に加えて感染再拡大の懸念強まる。

・全産業合計の業況DIは、▲17.8（前月比+2.5ポイント）

・人流の回復とともに、夏物商材が好調だった百貨店などの小売業で業況が改善した。民間の設備投資が堅調に推移した製造業や、小売業・製造業に牽引された卸売業で業況が改善した。一方で、全国的な新規感染者数の増加を受け、飲食・宿泊業で予約キャンセルが出始めたサービス業や、建設資材の高騰や設備機器の納期遅れが続いている建設業は業況が横ばいに留まった。世界的な物流の混乱や資源・原材料価格の高騰、円安、深刻な人手不足に伴う人件費増などのコスト増に歯止めがかからず、企業収益の足かせとなっている。コスト上昇分の価格転嫁も十分に行えない中、中小企業の業況は、改善傾向が続くも力強さを欠く。

・先行き見通しDIは、▲23.0（今月比▲5.2ポイント）

・4月に行動制限が解除されて以降、業種を問わず回復基調に入り、特にサービス業・小売業では、需要喚起策による売上回復を期待する声がある一方で、物価上昇による消費マインドの低下を危惧する事業者が増加した。また、今後も資源・原材料価格の高騰や円安の急伸によるコスト増加が見込まれる中、感染再拡大による行動制限などへの懸念が強まり、中小企業の先行きは、厳しい見方。

詳細は、日商ホームページ（ <https://www.jccci.or.jp/lobo/lobo.html> ）を参照。